

**教育委員会事務の  
点検および評価の報告書  
(平成 23 年度)**

**平成24年9月**

**草津市教育委員会**

< 目 次 >

I	点検・評価制度	(2)
1	趣 旨	
2	点検・評価の対象	
3	点検・評価の方法および評価指標	
4	外部評価委員会	
5	教育委員と外部評価委員との懇談会の開催	
II	「草津市教育振興基本計画」の基本理念と施策の基本方向	(4)
III	平成23年度 目標の点検・評価	
1	「子どもの生きる力を育む」	(9)
	目標1 「健やかな心と体の育成」	
	目標2 「生活習慣と社会性の育成」	
	目標3 「確かな学力の育成」	
2	「学校の教育力を高める」	(28)
	目標4 「教職員の指導力の向上」	
	目標5 「学校経営の充実・向上」	
	目標6 「教育環境の充実」	
3	「地域に豊かな学びを創る」	(49)
	目標7 「生涯学習・スポーツの充実」	
	目標8 「文化・芸術の振興」	
	目標9 「地域協働合校の推進」	
4	「平成23年度教育委員会事務の点検・評価」結果一覧	(62)
IV	草津市教育委員会の活動	(63)
V	外部評価委員と草津市教育委員の懇談	(68)

## I 点検・評価制度

### 1 趣 旨

平成19年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、平成20年4月から全ての教育委員会は、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たすため、教育委員会事務の点検・評価を行い、その結果に関する報告書を公表することを義務付けられました。

また、本市では、平成22年3月に、確かな教育改革を実行し、市民の誰もが満足できる学校教育、社会教育を実現するため、これからの10年の指針となる「草津市教育振興基本計画」を策定しており、当計画の進捗状況の確認を行うことも兼ねて、教育振興基本計画の施策体系に沿って点検・評価を実施しました。

### 2 点検・評価の対象

「草津市教育振興基本計画」の「施策の基本方向」として位置づけた、9つの目標と39施策を対象としました。

### 3 点検・評価の方法および評価指標

(1) 点検・評価にあたっては、39施策を26の具体目標ごとに、1年間の「主な取り組みの成果」を明らかにするとともに、それぞれの「今後の課題」について、自己評価を行いました。

また、26の具体目標の評価から、9つの目標を評価しました。

#### (2) 評価指標

① 目標評価については、具体目標評価の平均点から下記のとおり評価しました。

目標評価	評価内容	具体目標の 平均点数
A	十分達成	2.5～3
B	概ね達成	2～2.4
C	やや不十分	1～1.9
D	不十分	0～0.9

- ② 具体目標評価については、各具体施策の平均点から下記のとおり評価しました。具体施策評価については、取組状況の評価を下記のとおり点数化し、その平均点から評価しました。取り組みの状況の評価については、各担当課が具体施策に対応する事業を挙げ、事業実績値の推移を矢印で表し、その推移や達成度から総括的に「a」「b」「c」「d」で評価しました。

具体施策・ 具体目標 の評価	取り組みの状況・ 具体施策評価 の平均点数	取り組みの状況	
		点数	評価
十分達成	2.5～3	3	a 十分達成
概ね達成	2～2.4	2	b 概ね達成
やや不十分	1～1.9	1	c やや不十分
不十分	0～0.9	0	d 不十分

#### 4 外部評価委員会

点検・評価の客観性を確保するため、教育に関し学識経験を有する方など外部の方々の意見、助言をいただき、その意見等を各評価シートの末尾に記載しました。今年度は、下記の方々に外部評価をお願いしました。

##### 教育委員会事務外部評価委員

兒玉 典子 (滋賀大学教育学部長)  
 久保 明雄 (元公立中学校長)  
 山下 季代子 (草津市PTA連絡協議会副会長)

#### 5 教育委員と外部評価委員との懇談会の開催

草津市教育委員会事務外部評価委員会で、「教育委員会事務の点検・評価（平成23年度）について」をテーマに話し合いました。

## Ⅱ 「草津市教育振興基本計画」の基本理念と施策の基本方向

### 1. 基本理念

「基本理念」は、平成 22 年度から今後 10 年間に推進する本市教育の基本的な考え方と目指すべき姿を示したものです。

この基本理念を実現するために、基本的な方向性を示したものが、3つの「施策の基本方向」です。

そして、これらを具体化していくために9つの「目標」を掲げています。

#### 基本理念

### 子どもが輝く教育のまち・出会いと学びのまち・くさつ

一人の人間として子どもに真摯に向き合うと、子どもの中に限りない可能性があることを信じる心が生まれます。その時、子どもの可能性を最大限に伸ばせるよう全力を尽くすことは、すべての大人の責務であるという思いにかられます。子どもたちが、伸び伸びと自分らしく成長し、その力を人のため社会のために思う存分に発揮する姿を思い描くと、本市の将来が輝いて見えてきます。未来に生きる子どもたちがはつらつとたくましく成長する姿は、家庭に幸福を与え、地域社会に希望をもたらします。

本市は、一貫して人口増加を続け、未来に向けて常に新しい変化を続けるまちです。どういう未来がやってくるかは、未来のために何をするか、そして子どもたちがどう育っていくかによって決まるといっても過言ではありません。子どもと教育に力を注ぐことは未来を創ることであり、「子どもが輝く教育のまち」を実現することは本市の重要な指標です。

また、本市は、古来より街道文化のまちとして栄え、人と人が出会う宿場町として発展してきました。近年においても、常に新しい転入者があり、多様な人々がともに暮らすまちとして新しい発展を続けています。本市はこうした草津の個性を活かしたまちづくりを進めていますが、教育振興においても、「出会い」と「多様性」を大切にすることが重要と考えます。

「出会い」は人との出会いだけでなく、心をゆさぶる読書体験や芸術体験、異文化に接した驚きと感動、自然や生き物に接することによって知る命の尊さ、地域の

歴史を知ることを通じた郷土への愛着心等、学びは出会いから始まるといっても過言ではありません。本市は、多様な人やものとの出会いを通して、豊かな学びを広げ、誰もが生きがいを感じられる「出会いと学びのまち」の実現を目指します。

本市の第5次総合計画では、「出会いが織りなすふるさと “元気” と “うるおい” のあるまち 草津」を構想しています。本計画も、すべての子どもが輝き、誰もが豊かな「出会いと学び」を広げられる「教育のまち」づくりを通して、この構想の実現化を目指すものです。

この目標の実現に向けて、①教育委員会が中心となって、本市の教育を創造し、②開かれた行動する教育委員会として、保護者や地域住民の意向を十分把握しながら、積極的な教育改革を進め、③学校の教員と行政の職員が協働し、草津から教育を変えようという意識をもって、斬新な教育施策を実行していきます。

これらの決意のもと、学校、家庭、地域、行政の連帯を深めた取り組みにより、市民の誰もが誇りに思える「子どもが輝く教育のまち・出会いと学びのまち・くさつ」の実現を目指します。

## 2. 施策の基本方向

施策の基本方向は、「1. 子どもの生きる力を育む」「2. 学校の教育力を高める」「3. 地域に豊かな学びを創る」の3つです。施策の基本方向は、基本理念の具現化にあたっての進むべき方向性と考え方を示しています。この基本方向に対して9つの目標を設定しました。今後は、この目標の実現に向けて施策を計画的かつ重点的に実施することとなります。

## (1)子どもの生きる力を育む

施策の基本方向の第一は、「子どもの生きる力を育む」です。これからの社会は、ますます激しい変化の連続の中で大きく変容していくことが予想されます。社会生活に伴うストレスも大きくなっていくことでしょう。すでに、今子どもたちが抱えているストレスは以前にはなかったものともいえます。未来を生きる子どもたち誰もが、生きがいを見つけ、自己実現を図りながら社会に貢献して行ってほしいというのが、私たちの願いです。学校、家庭、地域、行政が協力しあいながら、本市の子どもたちが、社会性やコミュニケーション能力を高め、変化の激しい時代をたくましく生きる力を身につけていけるようにすることが、施策の基本方向の第一です。

### 目標 1. 健やかな心と体の育成

子どもの生きる力を育むための第一の要件は、「健やかな心と体の育成」です。「健やかな心と体」とは、「自らを律し、他人と協調し、他人を思いやる心や感動する心」と「たくましく生きるための健康や体力」のことです。この目標に向けて、出生時から成人するまで子どもの発達段階に応じて、学校、家庭、地域がそれぞれの立場で取り組めるようにするとともに、お互いが連携・協力することでより効果があがるようにします。

### 目標 2. 生活習慣と社会性の育成

子どもの生きる力を育むための第二の要件は、「生活習慣と社会性の育成」です。子ども時代に身につけたよき生活習慣や社会性は、自らを律し、人との関係を良好にし、社会の中で自己実現を図っていく力になります。学校、家庭、地域がそれぞれにしつけるべきこと、育てるべきことを明確にして、協力しあいながら子どもによき生活習慣と社会性を育む取り組みを進めます。

### 目標 3. 確かな学力の育成

子どもの生きる力を育むための第三の要件は、「確かな学力の育成」です。「確かな学力」とは、「世の中の様々なことに興味・関心を持ち、自ら学ぼうとする意欲と態度」「学びによって得た知識・技能を問題解決のために活用する力」「自ら課題を見つけ、考え、人と協力してよりよいものを創造する力」のことです。児童の発達段階を踏まえながら、あらゆる教育活動を通して「確かな学力の育成」を目指した取り組みを進めます。

## (2) 学校の教育力を高める

施策の基本方向の第二は、「学校の教育力を高める」です。学校は、学齢期のすべての子どもの教育を担っています。学校の教育力が高まれば、子どものよき成長が期待されます。また、学校は家庭教育や社会教育とも連携する本市教育の推進拠点であり、学校の教育改革は家庭教育や社会教育の改革にもつながります。学校の教育力の向上は、本市の教育の改革と未来の発展を開く重要な指標として力を入れるべき課題です。

### 目標4. 教職員の指導力の向上

学校の教育力を高めるための第一の要件は、「教職員の指導力の向上」です。学校の教育力とは、教職員の指導力といっても過言ではありません。教職員の指導力の向上こそ、今学校に求められる最重要の課題ととらえてその実現に努めます。

### 目標5. 学校経営の充実・向上

学校の教育力を高めるための第二の要件は、「学校経営の充実・向上」です。学校の教育力向上のためには、教職員個々の力を高め、組織し、統合して学校としての総合力を高めることが必要です。また、効果的な教育課程を編成・実施すること、保護者や地域の活力を学校教育に活かすこと、関係機関との協力関係を築くことも重要です。これらは、学校経営の充実と向上によって可能となります。

### 目標6. 教育環境の充実

学校の教育力を高めるための第三の要件は、「教育環境の充実」です。安全安心で教育効果のあがる学校環境は、学校の教育力を高めます。施設・設備のハードと学習教材等のソフトの両面で、教育力向上につながる環境整備の充実に努めます。



### (3) 地域に豊かな学びを創る

施策の基本方向の第三は、「地域に豊かな学びを創る」です。誰もが豊かな人生を過ごしていくためには、生涯を通じて、自ら学びを広げ、深めていくことが重要です。本市では、大人と子どもが共に学び合うという考えのもとに、地域学習社会の実現を目指しています。この本市ならではの理念をさらに高く掲げ、皆の協力で地域の中に豊かな「学び」を創り、すべての人が生きがいを感じられるまちづくりを進めます。

#### 目標 7. 生涯学習・スポーツの充実

地域に豊かな学びを創るための第一の要件は、「生涯学習・スポーツの充実」です。生涯学習とスポーツは、他の動物にはできない人間だけの営みであり、人間が人間らしく生きるために不可欠の営みです。すべての市民が生涯にわたって、いつでも、どこでも、学び、スポーツを楽しめる、豊かな人間性のあふれる地域学習社会の創造を目指します。

#### 目標 8. 文化・芸術の振興

地域に豊かな学びを創る第二の要件は、「文化・芸術の振興」です。文化や芸術には、豊かな心を涵養し、人と人を結びつける力があります。立場や世代を超えて人間としての共感と呼び覚ます力があります。文化・芸術の振興は、人間性豊かなまちづくりを進めるために不可欠の要件です。

#### 目標 9. 地域協働合校の推進

地域に豊かな学びを創るための第三の要件は、「地域協働合校の推進」です。平成 10 年度より始まった本市の地域協働合校の取り組みにより、「地域で子どもを見守り育てる」という意識の定着がみられるようになってきましたが、その一方で、様々な課題も出ています。今後は、この成果と課題を検証し、そのねらいや取り組みをより重点化し、新しい展望を示す必要があります。